

2 障害関係

(1) 指定を受ける際に届け出る項目

障害者総合支援法施行規則抜粋

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 [法第三十六条第一項](#)の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者 ([法第二十九条第一項](#)に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 (登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者 ([障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準](#) (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。) [第五条第二項](#)に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程

- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 [法第三十六条第三項](#) 各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

児童福祉法施行規則抜粋

第十八条の二十七 [法第二十一条の五の十五第一項](#) の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者（[法第二十一条の五の三第一項](#) に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（[児童福祉施設の設備及び運営に関する基準](#)（昭和二十三年厚生省令第六十三号）[第四十九条第一項](#)に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
- 十三 [法第二十一条の五の十五第二項](#) 各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）
- 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項